

第29回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成24年1月27日(金) 10:00～11:15

場 所 大分市役所第2庁舎6階大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、伊東 龍一、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、園田 敦子、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、
竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、
安部 剛祐、野尻 哲雄、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、
仲摩 延治、皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計27名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司
同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
同主任 森田 俊介(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長 玉衛隆見)、(同主幹 渡邊信司)、
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、人事課主査 幸野 勝
(統括者・副統括者除く 計2名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、
同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

< 第29回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

おはようございます。皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、第29回大分市自治基本条例検討委員会を開催いたします。

本日の検討委員会では、市民意見交換会及び市民意見公募の意見について、論点として整理させていただいた5項目のうち、「住民投票」と「逐条解説」については継続事項となっておりますので、本日協議をお願いしたいと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶いただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。

委員長

皆様方改めまして、おはようございます。大変お忙しい中、非常に間が詰まっております。前回に続きまして今回ということで、誠にありがとうございます。

今、事務局からご説明がございましたように、今日の審議すべき事項が2点ほどございます。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、早速討議に入らせていただきたいと思います。先程ご紹介のございました、論点整理として掲げました5項目のうちの1つでございます。「住民投票」と「逐条解説」につきまして、継続審議となっておりますので、ご協議をお願いしたいと思います。

それでは、まず「住民投票」につきまして、前回の検討委員会での意見を踏まえまして、事務局が資料を予め作成しておりますので、それについての説明をいただきたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、お手元の「別紙1」と書いた資料をご覧ください。ここでは前回の全体会議においても議論されました、住民投票制度について少し整理をさせていただきたいと思っております。

説明の前に、「資料1」の中に1ヶ所印刷ミスがございまして、左上の方に青字で表記をした「市長が行う」に続く言葉は「住民投票」とすべきところですが、最後の「票」の字が印刷できておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

まず1ページ目では、このまちづくり自治基本条例に定める「住民投票」と、地方自治法の規定によるものとの比較という形で議論されております。要点部分のみを、それぞれ左右に分けて記載しております。まず、左側のまちづくり自治基本条例に定める「住民投票」のポイントとしましては、市長が住民の意思を確認する必要があると考える場合に、市長の判断で「住民投票」の実施を提案するという点でございます。また、市長は投票の結果に拘束されるものではありませんが、それを最大限尊重しながら自らの責任において最終的な政策判断を行うこととなります。なお、この条例案では、「住民投票」は個別の事案毎に、実施に関する条例を定めて行うこととしておりますので、その都度議会の審議、議決を経なければ行うことはできません。

次に右側、上半分にまいりまして、地方自治法第74条による「住民投

票」についてです。この第74条は、住民請求による条例案の提出について規定するものであり、有権者の50分の1以上の署名をもって条例制定の請求を行うことができるというものですが、この場合の条例の中身には様々なものがありえますので、これは内容が「住民投票」に限られるものではありません。

つまり、この「住民投票」とは、地方自治法第74条の「住民投票」ですが、住民の直接請求で住民投票条例の制定を求めることが可能であり、その条例案が成立すれば、「住民投票」を実施することができるという意味になります。当然、この場合にも、議会の審議、議決が必要になります。

昨年11月に行いました市民意見交換会においても、「市民提案による住民投票の規定を定めてはどうか」とのご意見をいただきましたが、これはこの地方自治法の規定と内容を同じくするものであり、このように市民提案による住民投票を実現するための方策が制度的には用意されておりますので、あえて更にこの条例で規定する必要はないとの考えのもとに、現在の案が作成されたものと理解をしております。

続きまして、このページの下半分に、実際に「住民投票」が実現する場合に、想定される流れのパターンによって両者を比較しておりますが、大きな相違点は「住民投票」が行われるべき事案が発生したと判断し、行動を起こすのが市長であるのか、あるいは市内の50分の1以上の住民であるのかという点でありまして、「住民投票」に関する条例案が議会に提出された後の流れには、大きな違いはないものと考えております。

続きまして、2ページ目にまいります。前のページとは少し観点を換えまして、この条例で定める「住民投票」にも、本来理論上幾つかのパターンが想定されますが、そのうち大分市まちづくり自治基本条例がどれに当てはまるのか、その特徴について説明したいと思います。

まず、先程も説明しましたように、大分市まちづくり自治基本条例の「住民投票」は、個別に条例を定めて実施するとしていることから、個別型であるという特徴をもっています。これに対し、常設型と言われる条例がありますが、これは予め「住民投票」を行う要件を条例で定めておき、その要件を満たす場合には「住民投票」を実施するというもので、事案毎に条例を定める必要がなく、投票を行う対象者なども予め条例で定められることとなります。本市の場合は、「住民投票」はその都度議会の審議を経て実施すべきとの考えに基づき、常設型ではなく個別型の規定となっております。

本市の条例のもう一つの特徴としては、非拘束型の条例であるということでございます。これは、「住民投票」の結果は最大限尊重すべきですが、最終的な政策判断は行政の長である市長が行うべきであるとの考えによるものです。つまり、「住民投票」の結果がそのまま市の決定になるものではありませんが、「住民投票」の結果と異なる判断をした時は、市民への説明責任を負うこととなります。

これに対し、拘束型の「住民投票」の制度として法に定められている例を参考としてページの下半分にお示ししております。詳細な説明は省かせていただきますが、これらはいずれの場合も、投票の結果が直接その法的

	<p>効果を生じさせることとなります。</p> <p>続きまして、最後の3ページ目にまいります。まず上の部分では、住民投票に関し、市民参加・まちづくり部会において行われてきた検討内容の要点を抽出して記載しております。この中では、市民意見の集約の手段としての「住民投票」の必要性や、その結果を尊重しなければならないという旨を規定すべきこと、あるいは対象をどうするかについては、非常に重要な問題であるので、個別条例に委ねるべきであることなどが議論をされ、これらをもとに現行案が作成されているところでございます。</p> <p>最後に下の方にまいりまして、条例に「住民投票」を規定することの意義として、事務局なりの考え方を記載しておりますが、1つ目として、市民参画の一環としての「住民投票」の規定をおくことにより、市政への関心を高め、まちづくりへの積極的な参加を促進させることを挙げております。</p> <p>2つ目は、先程の説明内容とも重複する部分ではございますが、市長は投票の結果を尊重する義務があることから、政策判断に大きな影響を与えるものであること。</p> <p>3つ目として、個別型であるという旨を定めることによって、その都度投票の対象者や実施の可否を検討することになるため、ある意味安易な「住民投票」の実施が抑制されることなどを挙げております。住民投票制度の概要と、本条例に規定する「住民投票」の考え方についてのご説明は以上でございます。</p> <p>委員長 どうもありがとうございました。事務局からのご説明につきまして、皆様方からご質問がございましたら、最初にお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、委員さん。</p> <p>委員 1ページ目の下の列で、最後の政策決定ということになってはいますが、良い例がないのですが、例えば市長が住民投票をやって、こういう方向でいこうということで、その通りにするかは別にして、政策決定をした後、当然議会の承認が必要なものについては、議会で承認がされるという流れがまた起こってくると理解してよろしいのでしょうか。</p> <p>委員長 事務局、いかがでございましょうか。</p> <p>事務局 法の枠組みというものがございますので、当然議会の承認をいただかなければできない決定というのがございます。それは、当然に承認をいただく過程を経ることになると思うのですが、いずれにしても、これは重要事項ということになりますので、現実、市長の独断で決定するということは不可能ではないと思っております。</p> <p>委員長 よろしいでしょうか。その他ご質問ございませんでしょうか。どうぞ、委員さん。</p>
--	--

委員	<p>1 ページの一番上に、既に法律で定められているものと、左側と右側というのは、右側は既に自治基本条例ができなくても、今までしようと思えばできたわけではないかなと、僕は解釈しているのですが。</p> <p>そして2枚目に入って、本市のまちづくり自治基本条例の特徴ということで、個別型でということになるということだったと、今、事務局から聞いて、自治基本条例を最高規範として作ってきて、既にここにあるもの以外に作れたら、この通りかもしれませんが。私の勘違いであれば結構ですが、もう一回言います。市長から提案する場合、それから自治基本条例ができる前に、もう既に50分の1あればできるのがあった。それで、本条例を作った。作った中に、また何分の1かによってこれを。例えば、100分の1とか、少数でも少数意見を取り上げられるような自治基本条例にできないのかなと、素人の考えですが、その点を。</p>
委員長	事務局の方で、コメントいただけたらよろしいのですが。
事務局	<p>今の委員のご意見の趣旨としては、住民からの請求による「住民投票」の要件を、条例によって法の枠とは少し変えてはどうかというご意見でよろしかったのですか。</p> <p>そういう方向の条例を定めようということについては、部会でも詳細な議論はされていないと記憶しております。いずれにしても、住民請求による「住民投票」というのは、制度的には用意はされておりますので、この条例で定めようとしているのは、委員もおっしゃったように、市長の側から、行政の側から住民投票を行う場合の基本的な考え方というものを定めると。これは、今の法の枠の中にはございませんので、そういった趣旨で規定をしようというのが部会の議論でございました。</p>
委員長	<p>委員、部会の議論として、地方自治法に基づく住民の直接請求権という、従来の「住民投票」の制度で、それを更に要件を緩和して、「住民投票」がより実現しやすいような、そういう内容を盛り込んだ自治基本条例の中身ではないということですね。全国的に見たら、そういうケースも非常にわずかですが、あるようでございます。</p> <p>しかし、そういうものではなくて、新しい別な、地方自治法には規定されていない、市長から住民の方にご意見を伺うというタイプの住民投票制度というものを、お考えになっていただいているということのようですね。委員さんのおっしゃっているような、地方自治法の第74条の規定を更に緩和した、そういう住民投票の制度も理屈の上では、理論的には十分にあり得ることだと思うのですが、そこには踏み込んでいないということです。事務局、そういうことでよろしいですね。</p>
事務局	はい。
委員長	その他はございませんでしょうか。どうぞ、委員さん。

委員	<p>非拘束型にしたという、部会での議論があったのかどうかというのと、全国的にこういう条例について、どちらが多いかという資料がもしあれば、お聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>今把握している中では、地方自治体の条例の中で拘束型を定めているという例は存じておりません。前回は議論になったのですが、市長の権限、議会の権限ということで二元代表制の中で市政が行われておりまして、その中に最終決定権が一部住民にあるようなことになると、権限の関係が少しおかしなことになるのではないかと考えが主流でございまして、そういう意味では、拘束型の条例を定めるのはちょっと無理があるのではないかとこの見解をもちております。法の中で拘束型を定めることは当然可能なのですが、条例の中ではそこまで踏み込むのは難しいという判断で、非拘束型になっていると考えております。</p>
委員	<p>拘束型にすると、1ページの、先程の私の質問で言った、「住民投票」を実施して、政策決定が拘束されるだけではなくて、全部が拘束されると。議会の決定もいらなくなっているということになるのですかね。</p>
事務局	<p>はい、そういうことになっております。</p>
委員長	<p>委員、よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>その他、ご質問ございませんでしょうか。それでは、特にご質問がなければ、実は先程からご紹介をいただいているのですが、この議論につきましては、市民参加まちづくり部会でご検討をいただいているわけでございます。そのため、事前に委員さんと部会での協議経過であるとか、物の考え方につきましては確認をさせていただき、先程、事務局からのご説明もあったわけでございますが、ここで改めまして委員さんより、部会におけます協議経過につきましては、ご説明、コメントをいただけるとありがたいかと思うのですが、いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>それでは、委員長さんからのご要請でございますので、若干の時間を頂戴いたしたいと思っております。</p> <p>前回に、この「住民投票」に関わりまして、大変活発で真摯な議論がなされておりました。私も部会の代表として、その時に発言をいたそうかと思っておりましたけれども、皆さん方のご意見がどこにあるのかなということもありましたので、敢えて発言を控えさせていただいておったところでございます。議会なり、あるいは市政執行に関わる非常に重要な案件であるという認識では、私どもも全く同じでございますが、何しろ2日前の議論でございましたので、部会を新たにもう一度持つという時間的余裕もございませんでしたので、私がせん越ながら部会代表として、事務局との</p>

折衝にあたって、今からご説明を申し上げますと、こういうことになった次第でございます。

部会ではこの件につきまして、2回ほど時間をかけて討議をいたしております。大変重要な事柄でございましたので、色々な意見が飛び交いましたけれども、その意見の対応については、今日お配りの3ページのところに規定しているとおりでございます。

まず、この「住民投票」という、そのものがあるのかどうなのか、ということについてでございますけれども、私達がこの自治基本条例を設ける原則的な考え方というのは、市民が市政に参画することだと。市民参画、市民参加のそういう原則に立った時に、これは非常に重要な中身を持つものがございますので、「住民投票」というものの意義を考えた時に、これは項立てをするのがよろしいのではないかと、そういう結論でございまして、そこに丸印を付けて、権利発揚の場であるとか、市民の意見を問うということから必要ではないとか、色々なことが書いておりますけれども、要は、そうした市民参画を原則にした場合に、これを外すのはいかなものかといったことで、項立てをやりましょうということになったような次第でございます。

それから、もう1回は、条文案が出まして、この条文案についてどう考えるかということでの意見の交換を行ったわけでございますが、そこにもいくつか丸印で書いておりますけれども、最終的には最初にありますように、市民の考え方を尊重するということが市政にとって非常に大事な部分になる。従って、この「住民投票」を市長の方が発議をしたという段階で、これが実施をされて、その結果が何か示されたと。しかし、その結果は非常に、市政に与える影響が大きいということで、そこに市民の考え方が尊重される。こういうことが出てくると思ったところでございます。

そういう意味で、3番目の丸印にありますように、結果について尊重しなければならないという強い意思ぐらいは持ってよいのではないかと、こんな意見も出たところでございます。ただし、市民と住民という関係につきましては、市民の定義も色々ございましたので、敢えて住民にした方がよからうということで、そういうまとめをいたしたところでございまして、当然それは地方自治法上の規定とまた違う部分もございまして、そういうことでございまして、具体的な事柄については個別条例という形が最も相応しいということで、結論を見たところでございます。その下に、「住民投票」を規定することの意義というのを3つほど事務局がまとめておりますけれども、そういうまとめ方も私どもの方では意識としてあった、ということをお願い添えておきたいと思っております。以上でございます。

委員長

委員さん、ありがとうございました。部会でのポイントのお話をいただきました。さて、そこで皆様方からいよいよ最後の詰めの段階でございます。この住民投票に関する条例(素案)第26条でございます、1項、2項、3項ということで成り立っているわけでございますが、この素案の内容につきまして、最終ご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。委員さん、どうぞ。

<p>委員</p>	<p>先日の会議では、この「住民投票」の項目の検討に入った時に、この中で質問が出た際には明確に答えられる人はほとんどいなかったと思うのです。私もそうでした。他の方のご意見も聞きながら、何日間の間で他の市町村の自治基本条例を見てみましたが、地方自治法の第74条との関係性をきちんと説明をしている市町村があると。</p> <p>そういったことから、大分市ももっと分かりやすく説明をした方がよいのではないかなと思います。この会議も最終段階に入っていると思うのですが、この時点でも関係性を問われた時に、自治基本条例「住民投票」の分と、地方自治法第74条に関するものを、今の時点できちんと説明できる方がここにいますでしょうか。なかなかいないと思うのですね。それを考えると、住民、市民がそれを見ても分かるように、逐条解説が何かのところに、その第74条との関係性を具体的に説明してほしいなというように思います。「最大限の尊重」という言葉がありますけども、非常に漠然としていてよく分かりません。今、この説明を見ても、私自身も分からないと思います。</p> <p>それと、これに関係してのことなのですが、「最高規範」という言葉が先日も出ておりましたが、これについても、もう少し具体的に説明をした方がよいのではないかなというように思います。第7章に、この条例の位置付けという形で入ってはいるのですが、非常に分かりづらいと思います。川口市のところを見ると、第4章に「最高規範」というのがありまして、その中にはより具体的にその他の条例との関係性を明確に謳ったものがあります。こういったものを参考にして、もう一度ここは見直す必要があるのではないかなというように思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他ご意見ございませんでしょうか。委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>今の意見に関連して、後で「別紙2」のところでその件について触れようと思っていたのですが、「別紙2」の5ページの一番下の段。私の判断では、地方自治法の第74条があるから、市民は「住民投票」を請求することができる。議会は議会の権限をもって、「住民投票」をしようという判断ができる。今までは市長にのみそれができなかった。</p> <p>だから、市長にも、基本条例を作るにあたっては、自分がこれは住民に対して、大分市民に対して聞かなければいけない程の重要施策であると判断した時には、市長も発議ができるという権限を市長にも与えようとしているのです。という表現にするべきなのに、ここでは市長がするべきなのにしなかった時はという形でここに書いている。今まで市長はしようと思ってもできなかったはずなのに、ここでこの表記をするのであれば、第74条によって、市民には「住民投票」を請求する権限は与えられております。議会には議会として、「住民投票」をするかしないかを定めることが可能です。市長にも市長が直接住民の意思を確認すべきと判断した時には、自分もそれを議会に対して提案することができますよという、そういう表現に変えた方が、今の質問によって親切に説明したことになるのでは</p>

	ないかと思いますが。
委員長	ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。どうぞ、委員さん。
委員	<p>拘束型と非拘束型にずっとこだわってきたのですが、ここで言う、拘束型、非拘束型で言うと、拘束型が議会も含めて全部拘束してしまうということなのか、市長の決定を拘束するということはできないのかなと。「住民投票」をして9対1とか、8対2とかいうと、市長は多分その通りと考える市長は多いと思いますが、49対51とかいった時に、住民がどっちを思っているか分からない時に、市長はどちらでも判断できるということになってくるのではないかなと。</p> <p>だから、「住民投票」を市長が重要と思って出した時には、市長の決定権はあると。そして、その次の議会で市長が提案した中身について、議論を進めるということにはならないかなと思っています。ただし、今のまま非拘束型のままでだめだというようには思っていませんが、ちょっとそういう思いがしていることだけ申し添えておきます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。特になければ、話を進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、今のご意見の中で条例素案の第26条「住民投票」につきまして、ご意見を賜っているわけですが、その内容につきましては、第26条の条文そのものというよりも、市民に向けて第26条の説明をしていく、解説をしていく時の解説のあり方につきまして、これは後で議題として用意させていただいているのですが、工夫をすべきではないかというご意見をたくさんいただいていると理解いたしておりますが、そういうことであれば、次の議題でそれをご討議いただくということで、まず第26条「住民投票」に関わる素案そのものにつきまして、これでよろしいかどうかということのご判断をいただきまして、話を次に進めていきたいと思うのです。</p> <p>第26条の素案第1項、第2項、第3項につきまして、今から皆様方のご判断をいただきたいと思います。現行どおりでよろしいのではないかと、場の雰囲気として私は感じて、皆様方に確認をとらせていただきたいと思うのですが。いやそうではない、これはそういうものではないよ、というご異論がありましたら、お出しいただきたいと思います。特にご異論がなければ、素案どおりでよろしいというご意思と判断させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。ご異論ございましょうか。</p>
全委員	ないです。
委員長	ありがとうございます。それでは第26条につきましては、素案どおりということで、確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局

それでは、次にまいりたいと思います。今まさに問題となっていてあります、逐条解説でございます。逐条解説につきましては、この「住民投票」だけではございませんで、その他の部分につきましても委員の皆様方からご発言をいただいている部分がございます。そういうことで、今議論が少し先行している部分もございますが、一応それも後で十分に議論するというので、事務局の方から前回は踏まえての逐条解説のご説明を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

既に幾つかの貴重なご意見をいただいたところでございますが、「別紙2」をご覧いただきたいと思います。この「別紙2」に掲載をしております訂正箇所につきましてはのご説明とさせていただきます。

前回修正の提案をさせていただいた箇所を青字で記してありまして、今回新たに修正した箇所を赤字でお示しをしております。

まず1ページ目につきましては、前回と変更ございませんので、次の2ページ目をご覧ください。

第3条で「市民主権」を「市民主体」に変更したことに伴う語句の変更と、また前のページの第2条の解説を一部変更したことにより、この第3条の内容に一部重複する箇所が生じたので、その調整を行うとともに、市民主体によるまちづくりの説明として、特に必要なものに絞るような形で修正をしております。

次に、3ページ目、第5条ですが、子どもの権利に関する表記の仕方について、前回ご意見をいただきましたので、その趣旨に沿った修正をさせていただきます。

続いて、4ページを飛ばしまして5ページ目にまいります。「住民投票」については、特に重要な内容としてご議論いただいているところでございますので、更に詳しい内容とするべきであると考えまして、何点か修正をしております。赤色で追加した部分の一つ目の段落では、住民投票制度についてやや詳しい記述を行うこととしており、市政運営上の重要事項について市民が直接行政に意思表示を行い、意思決定に参加する制度の一つであることなどを述べております。

二つ目の段落は、市長が「住民投票」を行うという選択肢があることを明記する規定であると述べております。本来市長には条例の提案権がございますけれども、ここで改めて「住民投票」と選択肢について明示をする内容でございます。

三つ目の段落では、住民投票の結果が及ぼす効果について、先程の住民投票の説明で述べさせていただいたものと同様の趣旨を記載しております。

最後に、一番下の段落については、市長が「住民投票」を提案する場合以外にも議会が住民投票条例を提案する方法があること、及び先程も説明いたしました市民の直接請求による住民投票条例案の提案が可能であることなどを述べております。

逐条解説につきましては、本日また貴重な様々なご意見をいただきましたので、更に精査を続けてまいりたいと考えておりますが、その他に1点

	<p>ご提案がございまして、前回の全体会でもご紹介しましたとおり、表記についてより分かりやすく、例えばルビをふる、ひらがな表記をするという箇所はないかどうか、再度検討すべきとのご提案を委員からいただきました。条文の語句そのものにつきましての取扱いは、現行どおりでよいというご承認をいただいたと考えておりますが、逐条解説の中の表記においては、より積極的にルビやひらがな表記の使用を検討し、読みやすい内容にすべきではないかと考えております。</p> <p>そこで、そうした表記をすべき部分についての検討と表記の修正については、皆様のご承認を得た上で今後事務局にて検討させていただければと考えております。逐条解説に関する説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。逐条解説につきまして、まず「住民投票」を除く部分につきまして、ご意見を賜りたいと思います。いかがでございましょうか。第26条は後回しということで、それ以外のところでいかがでございましょうか。3ページの子どもの権利についてのところもご意見をいただいております、今回修正をさせていただいているところでございます。委員さん。</p>
委員	<p>3ページを提案した者として、もっと簡単に、子どもの権利については市民とは別に、第3項と第5項に規定をしているという程度の書き方でよいのではないかと。あえて別に謳うこととしているという、「あえて」というと、その「あえて」がまた言葉を作っていかなければならない気もするので、市民とは別に第3項、第5項で謳っているという程度の言い回しでよいのではないかなと思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。これにつきまして事務局、何かコメントがございましたらお出しいただければと思います。</p>
事務局	<p>「あえて」という言葉を入れさせていただいた意図としましては、当然市民の中に子どもが含まれるということで、ある意味重複ではないかというような考え方も成り立ちますので、一つ入れさせていただいたところではございますけれども、その方がよろしいというご意見であれば、当然変更すべきであると思います。</p>
委員長	<p>特にこだわりはない、ということのようでございますね。その他ございませんでしょうか。では、その他のところにつきましては、今のところ特にご異論がないということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、第26条に戻ってまいりたいと思います。第26条は、先ほどから、委員の皆様方からご発言をいただいております。そのご発言の内容を踏まえて、事務局、対応できるコメントがございましたら、最初に述べていただきたいと思います。いかがでございましょうか。</p>

事務局	<p>3名の方からご意見をいただきました。「住民投票」につきましては、説明をさせていただきましたとおり、考え方によっては非常に分かりにくいと。どの視点で見た時に一番分かりやすいのかという形で、市長というのを視点に見た時に、こういう解釈になるのではないかと、という説明をさせていただきました。</p> <p>逆に、市民の方から見た時にどうなるのか、議会の議員の皆様から見た時にどうなるのかという視点で見た時に、説明の仕方が変わってくるのではないかなと考えております。そうしますと、色々な視点で解釈を書きますと非常に膨大な量になりまして、その解釈だけでまた解釈が必要になるような形になりかねないというようなことも考えられることであります。</p> <p>そうしましたことから、できるだけ簡潔に解釈を、しかも誤解のないようにということに記述してきたところでございますけれども、ここに書かれている分でお、まだ分かりにくいということでありましたら、先程お示しをさせていただきました住民投票制度についての比較というこの表を、できましたら解釈の中に末尾にでも入れて、こちらの流れをご覧くださいというような形の解釈もできるのかなと思っております。</p> <p>そして、委員さんからご意見をいただいた分でございますけれども、基本的には条例で制定する分につきましては、法的拘束力がないのでそれについて市長に対する決定権というのをそのまま付与するというのは、法解釈上、無理なところがあるのではないかなと思っておりますが、他都市の事例を見ますと、個別条例を作りまして、もしくは常設型の条例の中で、住民投票の結果が例えば非常に近い51対49とか、52対48とかいうような状況になった時には、運用の中で別途また議会と協議の上、方向性を定めていくというような、そういう事例がございますので、大分市におきましては、そういう事態が発生した時に具体的にどうするのかということになりますので、その時には別途また、議会の方にお諮りして、どういう運用で対応していくのかということを決めていくということが考えられるのではないかなと思っております。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。今、事務局からコメントをいただいたのですが、その点につきましてご質問、ご意見がございましたらお出しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。委員さん。</p>
委員	<p>ここにある逐条解説の文案が、番号が打っていないのでどれとは言いきれないのですが、私の考え方としては、消してある次のもの、そしてその次のもの、この2つは必要ないと思います。そして、残りの4つは全部必要だと思っておりますが、最後の文章に関して言いますと、市政の重要事項について、地方自治法の規定(第74条)に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、市民が直接請求によって住民投票条例の提案をすることができます。議会は、住民投票条例を提案する方法があります。また、本条によって、直接住民の意思を確認すべきであると判断した場合は、市長も住民投票を行う提案をすることが可能であることが明記されるようになりました。というのが一番実情に近いのではないかなと思っております。</p>

<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。特にならぬようでございますので、まとめをさせていただきたいと思っております。</p> <p>結論の出し方でございますが、素案と逐条解説をちょっと分離してご提案を司会者としてさせていただきたいと思っております。素案につきまして、どのような議論の終結を行うか、それから逐条解説についてどういう終結の仕方をするのか。これは本来ワンセットになっているわけですから、理想的には、同時にこの2つは終結をするというのがよしいかと思うのですが、やり方としまして逐条解説につきましては、事務局と委員長、副委員長にご一任という方法もあろうかと思っております。</p> <p>しかし、もう一度議論をして、そして全員の委員の皆様方が等しく意見を述べられる状況の中で討議をして、最終的に確認をするというような方法もあろうかと思っております。それにつきましては、皆様方のご意見を賜りながら、結論を出していけたらと思うのですが、第3、第4の道もあるかもしれません。そういうことも含めて、分離的に結論を出していきたいという私の提案でございますが、いかがでございましょうか。まず素案だけにつきまして、今後議論をする余地があるかどうかということのご判断をいただくとのこと。それから、逐条解説については一応切り離して、そしてまたご意見をいただくということで。副委員長。</p>
<p>副委員長</p>	<p>第7章の第32条の分について、先程委員さんから質問のありました件については、どう結論を出すのかまだ決まっていなようですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>すみません。委員さんがおっしゃったのは、第32条の解説でございますかね。そうではなくて、この素案そのもののご意見でしたかね。もう一度よろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「住民投票」に関連付けてお話をしたのですが、第7章の「この条例の位置付け」というところで書かれているのですが、ここにおいても「最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない」ということぐらいしかないのでね。</p> <p>それで、他の条例等々の関連性をもう少し明確にした方がよいのではないかなど。最大限尊重しなければならないということは、どういうことなのでしょうかと。</p> <p>例えば、私はここに委員として出させていただいていますが、市民の方から説明を求められた時に、私は答えられないという視点から考えたのですが、他の市のものを見てみると、最高規範というのが第4章という形で入っている川口市なんかは、より具体的に他の条例との関係性を明確にしているんですね。</p> <p>だから、そういったものも必要ではないのだろうか。なおかつ、自治基本条例の運用推進委員会というのを設定して、何かあった時のその後の対応というような形の体制も整っている、というようなものが川口市であったなと思っているんですね。</p> <p>だから、当初これを考える際に、中学生レベルでも分かるようなという</p>

	<p>ような発言もあったと思うのですね。だから、もう少しここが具体的に分かりやすくなればもっとよいのかなと思いました。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。事務局、第32条の逐条解説、今配れますか。逐条解説と一緒に議論していただければと思います。少しお待ちください。</p>
<p>委員</p>	<p>それが来る前なのですが、「住民投票」のところなのですが、逐条解説の中で、市民からの「住民投票」を入れるというようなことでございますので、私は、仮に「住民投票」の第26条第3項、上からきた時に「市長は」ということで住民投票というような形の中で文言がきているのですよね。</p> <p>そして、3項に「住民投票」の実施に関しては、というような感じで文章がなっているのですが、私はこの辺に「市民は住民投票の実施に関しては」というような形の中で、これに入れられるのか分かりませんが、その辺の中で少しそういうことを入れることによって、その下の逐条解説もいきってくるし、ここで3項の「住民投票」というのは、市長の「住民投票」に関しての必要な事項という形の中のことが、「事案ごとに別の条例で定めるもの」と書いてありますが、市民が読んだ時により分かりやすく、納得がいくのではないかと思うのですよね。</p> <p>だから、一般的には、市民は「住民投票」ができるということは十分分かっていては思いますが、せっかくここに「住民投票」という項目があるわけですから、そこに市民が「住民投票」の場合はこういうことだ、ということでしたり、市民の「住民投票」についての問題点はこういうことなのですよ、ということの逐条解説はいきってくるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>事務局どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません、第3項は、市民が条例で定めるものとするということではなくて、市民は地方自治法第74条に基づいて、「住民投票」に関する条例の制定の請求をすることができるということになります。</p> <p>そして、市長はそれを受けて、住民投票条例を準備して、議会にお諮りするというような流れになりますので、この解釈は、市民が条例で定めるといことにはならないのではないかなと事務局としては考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今言ったように、事務局だったらそういうことは分かると思うのですよ。これを一般の方が見た時に、そこまで分かるのだろうかということになってくるわけですね。だから、そこら辺をここにちょっと付け加えてあげることによって、私は一般の方もこの「住民投票」は、市長が今までなかったものを入れるし、市長が今までなかったことについて、こういうことを謳っているのだなど。</p>

	<p>しかしながら、一般の人も住民投票権があるのは分かっているのだけでも、一般の人の住民投票の権利というものはこうなのだということになれば、先程事務局が言われたように最後の方に図面で示しましょうというものが、それを最初に言ってくださいというような形の中でいきてくるのではないかなと思うのですよね。</p> <p>ですから、できれば一般の方が、より分かりやすいように少し注釈を付けてあげるといふか、何か努力をすることによって、私は皆さんが読んだ時には、このことはこういうことを書いているのだ、「住民投票」についてはこういうことを書いているのか、というのが分かるのではないかなという感じがしているのです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員さん、それでは逐条解説のあり方ということの問題でよろしいですかね。それでは、そこでまたご意見をいただきたいと思います。</p> <p>元に戻りまして、第32条「最高規範性」についての逐条解説でございます。ちょっとお目通しをいただきたいと思います。今、2枚目にお配りいただいた部分は、事務局ご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>川口市の最高規範に該当する条文のみをプリントアウトしております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。川口市の場合は、より具体的に条例、要項等々の関係を本文で詳しくご説明いただいている。大分市の場合は、その部分を注釈の場面で詳しく説明しているというところでございます。議論としまして、本文そのものを変更すべきか、それとも注釈で対応をしいってよろしいのではないかということの選択かと思うのですが、私司会者として、願わくば今までずっと議論してきました時間の経過と言いますか、そういうことを考えますと、第32条の解釈でいかがかなと思うところがございますが。よろしゅうございますか。委員、すみませんがそういうことでよろしいでしょうかね。</p>
<p>委員</p>	<p>皆さんがよければよいのですが、私が考えたのは川口市を見て、ある程度他の条例との関係性が分かった方が、「住民投票」の時のような問題にはならないのでよいのではないかなというように感じたのですね。それでもう一度ここを最高規範と言いながら、最高規範って何だろうということ考えた時に、この条文だけでは足りない。最初に「最高規範です」と謳っているのですが、最後の説明は「最大限に尊重しなければならない」というようなことしか分からないので、では最大限尊重するということは具体的にどういうことなのだろうということ考えた時に、非常に分かりづらいなというように思った。そういうことです。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。川口市が、条文そのものの比較をすると遥かに分かりやすい内容にはなっているかと、私は個人的には思いますが、今まで議論してきた長い3年半に亘る経過がございますので、できましたら逐条解説で対応させていただくということで、ご勘弁いただければと思いま</p>

	<p>す。すみませんが、よろしくお願いいたします。</p> <p>逐条解説につきまして、まだ問題が残っているのですが、条例素案につきまして特に問題がございましょうか。特になしでよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、条例素案につきましては、今日の全体会議におきまして、異論なしということのまとめをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>それでは、もう1点残っております逐条解説につきまして、今日の私の司会をやっている立場から判断しまして、一つの、委員の皆様方からご納得いただけるような内容の逐条解説には、メンバーの数、時間等々を考えますと、ちょっとゴールインするのが厳しいかなと思うところでございます。</p> <p>つきましては、終結に向けまして方法はいくつがあるかと思っております。先程ご紹介しました、委員長、副委員長に精査する分については一任という方法。それから、もう1回、可能ならば全体会を開いて、逐条解説のみについて確認をする会が必要ではないかというご意見が予想されます。その点につきまして、皆様方のご判断を仰ぎたいところでございます。ご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。どうぞ。</p>
委員	<p>議論の相当を尽くしてきて、大体まとめの時期に入っておる段階でございますので、今のご提案のように委員長、副委員長、事務局に一任ということで、その結果を私どもに知らせていただいて、意見があればその結果を出すと。それで結論が出るということで、時間の問題もございますので、そういうところで落ちついてはいかがだろうかと思っております。</p>
委員長	ありがとうございます。では、副委員長。
副委員長	<p>委員さんからありましたけども、条例（素案）と逐条解説というのは一体でございますので、先程、逐条解説で色々な意見を出されたように、未定稿で配られた逐条解説でありますので、その分について皆さんに検討していただいているかと思っておりますので、見ていただいて検討して、それを最終的に全体で承認した方が、私はよいのではないかと考えております。事務局、日程的にタイムリミットはいつですか。事務局の考えているタイムリミットは。</p>
事務局	<p>正直申しますと、タイムリミットとしますと、ぎりぎり2月10日までの間にもう一度、もし逐条解説の検討委員会という形で開催をしていただくなら、事務局としましては2月10日まででお願いしたいと考えております。以上でございます。</p>
副委員長	ではそういうことで、日にちはあまりないのですが、もう1回集まって

	<p>いただいて、最終的にそこで逐条解説を含めて確認した方がよいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
委員長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>次の検討委員会の議題としましては、第26条に限らせていただくといひますか、それを主な議題とさせていただきますと思ひますので、これまでもお願ひさせていただいたかと思ひますが、他のところでご意見等がございましたら、大変勝手を言ひて申し訳ないのですが、整理などのことでもありますので、事前にご意見等を事務局までおっしやっていたら、非常にありがたいというのが本音のところでございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。逐条解説につきましての終結のあり方につきまして、ご意見をいただひてきているところでございます。一任説、それから継続説をいただひております。事務局のお話によりますと、まだ少し時間的なゆとりがあるというようなお話も聞かせていただきました。</p> <p>そうなりますと、極限まで、時間のある限り、あらかじめスケジュールは想定して司会をしてきているのですが、まだ若干残された時間がそのスケジュールの中であるということでございますので、後で後悔を残さないようにするために再度ご参集いただきまして、逐条解説の確認、特に今日問題となつてきております第26条関係につきまして、確認の全体会を開かせていただくということでもとめさせていただきますと思ひますが、いかがでございますでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>よろしゅうございますかね。それでは大変お手間を取らせませんが、もう一度最後の詰めということで、逐条解説につきまして、条例素案はもうご確認いただきましたので、逐条解説につきまして全体会を開催させていただきますと思ひます。</p> <p>事務局から、10日までというような期日の設定がございました。皆様方におかれまして、最大公約数の出席者が得られる日を開催日といたしたいと思ひます。アンケートを従来どおりのやり方で取らせていただきたいと思ひますので、できるだけご出席可能な日を賜りたいという趣旨でございます。ご協力いただきたいと思ひます。</p> <p>それからもう1点でございますが、先程事務局からございましたように、できるだけ早い時期に逐条解説につきましての問題点のご指摘をいただきたいということでございます。そういうことでございますので、委員の皆様方におかれまして可及的速やかにチェックをしていただければ幸ひでございます。</p> <p>それからもう1点でございますが、逐条解説につきまして先程事務局から若干ご説明がございました、委員からルビを打つことをしてはどうかと</p>

いうご提言もございました。その中で、前回、一応結論を見たわけですが、逐条解説で難しい漢字についてはルビを打つということも当然対応が可能だと思いますので、そういったことの可能性を探っていきたいというようなお話もございました。

そういう内容につきまして、「てにをは」、それからルビを打つ云々につきましては、完璧なものを次回に作りあげるとするのは厳しいかなと思います。ですからその点につきましては、ご一任ということになるかと思っておりますので、その点はお許しいただきたいと思っております。最も重要な本質部分、それから説明の仕方としてこれはとても逐条解説として、市民の皆様にご理解いただくのは難しいよというような部分、そういう本質的な部分につきましてご確認をいただくというようにさせていただきたいと思っております。あと一字一句、次の全体会が終わった後に逐条解説を触ってはいけなないと固定されますと、にっちもさっちも動きがいきません。また対議会との関係もございまして、我々の条例素案がそのまま、すんなり通るということは、理屈の上では考えられません。色々な修正もあるということは、理屈の上でも当然考えられますので、そういったことも踏まえまして、完璧なものとしては、本質的な部分につきまして確認をさせていただくということでもよろしいでしょうか。ちょっとくどくなりましたが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、今日予定させていただきました内容は全て終了ということになりました。一応、司会者の責任を終了させていただきたいと思っております。あとは事務局にバトンタッチをしたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局

それでは1点目ですが、今お配りした開催日程調整表ですが、1日から10日までということで、今日は金曜日、27日ということで、月、火は斜線を引いておりますが、場合によっては1日水曜日、あと4、5日後にということも想定をされるかと思っておりますので、できましたら今日この場で、もしできない場合は大変申し訳ないのですが、事務局の方にFAX等で教えていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

委員長

それでは全て終了ということになりました。ありがとうございました。お疲れ様でございました。またよろしくお願ひいたします。